

文化学園大学の学生懲戒に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文化学園大学学則第31条に規定する学生の懲戒について、必要な事項を定めることを目的とする。

(懲戒に関する考え方)

第2条 学生への懲戒は対象行為の内容、結果、学内外への影響等を総合的に検討し、教育的配慮に基づいて行う。

(定義)

第3条 この規程において「学生」とは、文化学園大学大学院、文化学園大学に在籍する正規学生をいう。

(懲戒の対象行為)

第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号のとおりとする。

(1) 犯罪行為

- ア 飲酒運転、無免許運転等悪質な運転（自転車含）による人身事故
- イ 危険薬物を含む覚せい剤等の所持、使用、売買又はその仲介
- ウ 悪質なストーカー行為
- エ わいせつ行為（痴漢、のぞき、強制わいせつ、青少年保護育成条例等の違反、盗撮、セクシャル・ハラスメント等）
- オ 凶悪犯罪（殺人、強盗、放火等）
- カ 窃盗（空き巣、万引き等）
- キ 傷害、暴行、脅迫等の行為
- ク 情報ネットワークへの不正アクセス等
- ケ 知的財産を侵害する行為
- コ その他、刑事罰の対象となる行為

(2) 飲酒・喫煙に関する行為（未成年者の飲酒行為、喫煙行為、未成年者に対する飲酒もしくは喫煙を強要又は助長する行為等）

(3) 人権を侵害する行為

(4) 論文執筆等における学問的倫理に反する行為

(5) 情報倫理に反する行為

(6) 試験における不正行為

(7) 本学の教育・研究活動を妨害する等、本学の秩序を乱す行為

(8) 本学の名誉・信用を著しく傷つける行為

(9) その他、学生としての本分に反する行為

第Ⅶ編-1 学 事

(懲戒の内容)

第5条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 学生の行った行為について反省を求め、以後同様のことを繰り返さないよう、学長あるいは学長の委任を受けた者が口頭及び文書により注意する。訓告の回を重ねた場合には停学又は退学処分等の対象とする。
- (2) 停学 学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。停学の期間は無 期あるいは有期とする。 停学期間は在籍年数に含め、修業年限に含めない。ただし、停学期間が 1 カ月を超えない場合は、修業年限に含めることができる。停学期間中は「文化学園大学学費納入に関する細則」に基づき、所定の学費を納入するものとする。
- (3) 退学処分 学生としての身分を失わせる。この場合、本学への再入学は認めない。

(嚴重注意)

第6条 学長、副学長、当該学生が所属する学部長・研究科長、事務局長、学生部長、教務部長は、前条各号に規定する懲戒に相当しない場合でも、教育的配慮として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(自宅謹慎)

第7条 学長が必要と認めた場合、懲戒処分の決定前に当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実の調査等)

第8条 学生部長は、懲戒に該当すると思われる事案が発生したとき、学長にその旨を報告し、慎重かつ速やかに当該事案に関する事実調査を行う。調査結果は、文書をもって学長に報告する。

(懲戒処分の決定)

第9条 学長は報告の受理後、教授会又は大学院研究科委員会の審議を経て、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。

(懲戒処分の通知)

第10条 学長は、学生を懲戒するときは、懲戒の種類及びその理由を当該学生及び保護者に文書をもって通知する。

(再調査の請求)

第11条 前条の通知を受けた学生は、事実誤認等正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、学長に対して再調査を請求することができる。再調査を請求できる期間は、懲戒処分を通知した日から 30 日以内とする。

2 学長は、再調査の必要があると認めたときは、学生部長に対して再調査を指示する。再調査の必要がないと認めたときは、速やかに文書により当該学生及び保護者に通知する。

3 学長は、再調査の結果により懲戒処分の内容に変更が生じる場合には、教授会又は大学院研究

科委員会の議を経て、既に行った懲戒処分を取り消す等、必要な措置を講じる。

- 4 学長は、再調査の結果により既に行った処分を変更する必要がないと判断した場合は、教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、文書によりその旨を当該学生及び保護者に通知する。

(停学期間の短縮及び解除)

第12条 学生部長は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、学長に無期の停学の解除又は有期の停学期間の短縮を申し出ることができる。

- 2 学長は、学生部長からの申し出に基づき、教授会又は大学院研究科委員会の審議を経て、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。

(懲戒処分に関する記録)

第13条 懲戒処分を行ったときは、教務課はその内容を学籍簿に記録する。

(学籍の異動)

第14条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を保留する。

- 2 休学中の学生が停学処分となったときは、休学を取り消す。
3 停学期間中の学生が退学を申し出たときは、これを認めることがある。

(停学期間中の指導)

第15条 当該学生が所属する学部長又は研究科長、学生部長は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行う。

(事務取扱)

第16条 この規程に関する事務は学生部学生課、教務部教務課が取り扱う。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から改定施行する。